

京都市消防局安全衛生管理規程

昭和 5 6 年 1 2 月 3 日
京都市消防局訓令乙第 2 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局安全衛生管理規程を次のように定める。

京都市消防局安全衛生管理規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 安全衛生の管理者等（第 5 条～第 1 0 条）
- 第 3 章 安全衛生に関する委員会（第 1 1 条・第 1 2 条）
- 第 4 章 安全管理（第 1 3 条～第 1 9 条）
- 第 5 章 環境衛生（第 2 0 条～第 2 2 条）
- 第 6 章 健康診断（第 2 3 条～第 2 7 条）
- 第 7 章 要休養職員審査会（第 2 8 条～第 3 3 条）
- 第 8 章 要休養職員の管理（第 3 4 条～第 3 7 条）
- 第 9 章 公務災害等に伴う措置（第 3 8 条～第 4 0 条）
- 第 1 0 章 雑則（第 4 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、労働安全衛生法（以下「法」という。）、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）、労働安全衛生規則（以下「省令」という。）その他関係法令に定めるところにより、京都市消防職員（以下「職員」という。）の安全衛生管理について必要な事項を定め、公務等による災害の防止並びに健康の保持及び増進を図るとともに勤務環境を改善し、維持することを目的とする。

（所属長の責務）

第 2 条 所属長は、当該所属における安全衛生管理に関する最高責任者として、関係法令及びこの規程に定めるところに従い、職員の安全の確保並びに健康の保持、増進に努めるとともに勤務環境の改善及び維持を図らなければならない。

（指揮者の責務）

第 3 条 消防隊等の指揮者は、災害現場の活動、警防訓練その他署外における業務に従事するときは、常に部下職員の危害防止及び健康障害の防止に配意しなければならない。

（職員の義務）

第 4 条 職員は、関係法令及びこの規程に基づいて実施される安全衛生に関する措置に従い、常に安全の確保並びに健康の保持及び増進に努めるとともに勤務環境の維持を図らなければならない。

ない。

第2章 安全管理者等

(安全管理者等の設置)

第5条 局長は、安全衛生に関する職務を担当する者として、次に掲げる安全管理者等を置く。

- (1) 総括安全衛生管理者（以下「総括管理者」という。）
- (2) 安全管理者
- (3) 衛生管理者
- (4) 安全衛生推進者
- (5) 健康管理医

2 安全管理者等を置く事業場は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防局の本部（以下「局本部」という。）
- (2) 京都市消防活動総合センター（以下「消活センター」という。）
- (3) 消防署
- (4) 消防分署

3 前2項に定める安全管理者等の配置の基準及び各事業場の適用範囲は、別表第1のとおりとする。

4 第1項第3号の衛生管理者は、法第12条第1項に規定する資格を有する者（以下「有資格者」という。）をもって充てなければならない。ただし、当該衛生管理者に選任すべき職員が有資格者でない場合は、当該職員が有資格者になるまでの間、他の職員（有資格者のうち係長以上の職にある者に限る。）をもって充てるものとする。

(総括管理者)

第6条 総括管理者は、安全衛生に関し、次の各号に掲げる業務を総括管理する。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置
- (2) 職員の安全衛生教育の実施
- (3) 職員の健康診断の実施その他の健康管理対策
- (4) 公務等による災害の原因調査及び再発防止対策
- (5) その他職員の安全衛生等に関し必要な業務

(安全管理者)

第7条 安全管理者は、庁舎施設を巡視し、各種設備及び機械器具又は職員の作業、訓練等の方法に危険がある場合は、その防止措置を講じるとともに、次の各号に掲げる業務を管理する。

- (1) 安全装置、安全用保護具その他危険防止のための設備又は器具の定期的な点検及び整備
- (2) 作業の安全に関する教育及び訓練
- (3) 発生した災害の原因調査及び災害防止対策の検討
- (4) 安全に関する資料の収集及び作成並びに重要事項の記録
- (5) 安全に関する職員の指導及び監督

(衛生管理者)

第8条 衛生管理者は、庁舎施設を巡視し、健康障害を防止するために必要な措置を講じるとともに、次の各号に掲げる業務を管理する。

- (1) 健康に異常のある者の発見及び処置

- (2) 勤務環境の衛生上の調査
- (3) 作業条件、施設等の衛生上の改善
- (4) 衛生用保護具、救急用具等の点検及び整備
- (5) 衛生教育、健康相談その他職員の健康保持に必要な措置
- (6) 職員の負傷、疾病及び死亡並びに傷病による欠勤に関する統計の作成
- (7) 衛生管理上必要な事項の記録
- (8) 衛生に関する職員の指導及び監督

(安全衛生推進者)

第8条の2 安全衛生推進者は、総括管理者又は上司の指示を受け、第7条及び第8条に規定する業務を行うものとする。

(健康管理医)

第9条 法第13条に規定する産業医として、健康管理医を置く。

- 2 健康管理医は、医師のうちから消防局長（以下「局長」という。）が委嘱する。
- 3 健康管理医は、省令第14条第1項各号に掲げる業務及び省令第15条第1項の規定による業務を行うものとする。
- 4 健康管理医は、必要と認めるときは職員の健康管理に関して局長又は所属長に対して勧告し、総括管理者若しくは衛生管理者に対して指導し又は助言を与えるものとする。

(作業主任者の選任)

第10条 局長は、危険又は有害な業務について、当該業務に係る場所ごとに作業主任者を選任し、危害防止に関する職務を行わせるものとする。

第3章 安全衛生に関する委員会

(安全衛生委員会)

第11条 安全衛生に関する次に掲げる事項を調査及び審議し、効果的に安全衛生を図るため、別表第1に定める事業場の適用範囲ごとに安全衛生委員会を置く。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための対策
- (2) 職員の安全衛生教育の実施計画
- (3) 職員の健康診断の結果に基づく対策
- (4) 安全点検及び勤務環境の衛生上の調査結果に基づく対策
- (5) 公務等による災害の防止対策
- (6) 勤務環境の改善及び維持管理に必要な対策
- (7) その他職員の安全衛生並びに勤務環境について必要な対策

2 安全衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総括管理者
- (2) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び健康管理医
- (3) 安全運転管理者、整備管理者、安全衛生に係る業務に関係のある者及びその他職員で、消防司令以上の階級にある者のうちから、局本部及び消活センター（以下「局本部等」という。）にあっては局長が、消防署にあっては消防署長が、消防分署にあっては消防分署長が指名する者
- (4) 前3号以外の者で、所属において互選された者のうちから局本部等にあっては局長が、消

消防署にあつては消防署長が、消防分署にあつては消防分署長が指名する者

3 前項第2号及び第3号の委員の合計数並びに第4号の委員の数は、同数とする。

4 総括管理者は、必要と認めるときは、健康管理医又は関係のある職員を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

5 安全衛生委員会の運営に関し必要な事項は、局本部等にあつては局長が、消防署にあつては消防署長が、消防分署にあつては消防分署長が定めるものとする。

(総括管理者会議)

第12条 局長は、必要の都度総括管理者会議を開催し安全衛生に関する対策の検討、情報の連絡、資料の交換等を行うものとする。

第4章 安全管理

(安全行動の基準)

第13条 局長は、災害現場活動、警防訓練その他の警防活動及び日常のあらゆる業務について、安全を確保するため安全行動の基準を定めるものとする。

2 職員は、前項の安全行動の基準を遵守するよう努めなければならない。

(安全意識の保持)

第14条 所属長は、安全に関する一斉点検の実施、安全心得の設定、安全教育の推進その他の活動を通じて、職員の安全意識の高揚に努めなければならない。

2 職員は、日常のあらゆる業務、作業等に応じた安全意識のかん養に努めなければならない。

(施設等の保全)

第15条 所属長は、安全管理のため常に庁舎施設及び機械器具等の保全に努めなければならない。

(服装等)

第16条 職員は、業務、作業等の種類及び内容に応じて所定の服装をするほか、安全用保護具及び衛生用保護具（以下「保護具」という。）の必要な作業に従事するときは、作業中これを正しく使用しなければならない。

(保護具の保全)

第17条 職員は、常に保護具の点検及び整備を行い、常時正しく使用できるよう保管しなければならない。

2 職員は、老朽、き損又は性能の低下した保護具を使用してはならない。

(機械器具等の使用上の注意)

第18条 職員は、機械器具等を使用するときは、使用前に点検を確実にを行い、安全を確認して使用するとともに、使用後は必要な手入れを行わなければならない。

2 職員は、機械器具等を使用中に、危険な状況を発見したときは直ちに使用を中止しなければならない。

3 職員は、使用する機械器具等について、常に安全な取扱操作の習熟に努めなければならない。

(救急用具)

第19条 局長は、局本部等及び各消防署に必要な救急用具を備えるものとする。

2 所属長は、救急用具について、その保管場所及び使用方法を職員に周知するとともに常に清潔に保持しなければならない。

第5章 環境衛生

(勤務環境の保全)

第20条 所属長は、勤務場所の換気、採光、照明、温度、湿度等を常に良好な状態に維持し、勤務環境の保全に努めなければならない。

2 職員は、常に勤務場所を清潔にし、整理整頓に努めなければならない。

(寝具類の保全)

第21条 所属長は、寝具類を定期的に洗濯、乾燥又は交換し、常に清潔の保持に努めなければならない。

(消毒、清掃の実施)

第22条 所属長は、炊事場、食堂、便所、浴室、待機室等の消毒を定期的の実施するとともに、日常の清掃のほか年2回庁舎施設の大掃除を行わなければならない。

第6章 健康診断

(健康診断の種別と検査項目)

第23条 健康診断の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期健康診断
- (2) 特殊健康診断
- (3) 随時健康診断
- (4) 結核経過健康診断

2 職員は、この規程に定めるところにより、健康診断を受けなければならない。ただし、長期にわたる傷病のため療養中の職員はこの限りでない。

3 所属長は、所属職員の健康診断の結果を適正に保存しなければならない。

(定期健康診断)

第24条 定期健康診断は、職員に対し、次に掲げる項目について、毎年1回（省令第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員にあっては、6月ごとに1回）、期日を指定して実施する。

- (1) 省令第44条第1項各号に掲げる項目
- (2) その他局長が必要と認める項目

2 前項の規定に関わらず、定期健康診断は、前項第1号に掲げる項目のうち、健康管理医が必要でないと認めるものを省略して行うことがある。

3 局長は、定期健康診断において、異常が認められた職員で、健康管理医が必要と認める者に対しては、更に詳細な健康診断を行うものとする。

(特殊健康診断)

第25条 特殊健康診断は、令第22条第1項各号に掲げる業務並びに同条第2項及び第3項に規定する業務に従事する職員に対し、省令その他関係法令で定めるところにより行う。

(随時健康診断)

第26条 随時健康診断は、局長が職員の健康の保持のため必要があると認めるとき、検査項目を指定して行うものとする。

(結核経過健康診断)

第27条 結核経過健康診断は、定期健康診断、特殊健康診断又は随時健康診断の結果、結核性

呼吸器病の発病のおそれがあると診断された職員若しくは結核性呼吸器病に罹患していると診断された職員又は結核性呼吸器病に罹患した旨申し出のあった職員に対し、第32条第6項の規定による判定に基づき、第24条第1項各号に掲げる項目に必要なものに関し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる期間ごとに1回検査を行う。

- (1) A1、B1、B2、C1、C1可、C2及びC2可 3月
- (2) D1及びD2 6月

第7章 要休養職員審査会

(設置)

第28条 次に掲げる事項を審議させるため、要休養職員審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 傷病による職員の休職及び休養に関すること。
- (2) 傷病により休職中の職員の復職に関すること。
- (3) 休養を要する職員の出勤の適否に関すること。
- (4) その他局長が適当と認める事項

(審査員等)

第29条 審査会は、審査員15人以内をもって組織する。

- 2 審査員は、職員及び市長の事務部局に属する職員のうち医師である職員の中から局長が任命し、又は委嘱する。
- 3 審査員は、医師2人以上を充てなければならない。
- 4 審査会に書記若干名を置き、職員の中から局長が任命する。

(任期)

第30条 審査員の任期は、1年とする。ただし、補欠の審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審査員は、再任されることができる。

(会長)

第31条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、総務部長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する審査員がその職務を代理する。

(審査会の招集及び議事)

第32条 審査会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 書記は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 4 審査会は、医師としての審査員2人以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 審査会の審査に当たっては、対象となる職員の健康診断を行った健康管理医等の意見を聴かなければならない。
- 6 審査会は、審査の結果、対象である職員ごとに別表第2による判定を行うものとする。
- 7 審査会の議事は、出席した審査員の過半数により決定する。ただし、可否が同数のときは、議長の決定するところによる。

8 会長は、必要があると認めるときは、審査員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

9 会長は、審査会の審査の結果をその都度局長に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第33条 審査会の庶務は、総務部人事課において行う。

第8章 要休養職員の管理

(審査)

第34条 局長は、次の各号のいずれかに該当する職員があるときは、審査会に対し、当該職員の措置に関する必要な事項の審査を命じるものとし、必要に応じて、当該職員に資料の提出を求めることができる。

(1) 健康診断の結果に基づき又は本人の申し出により結核性呼吸器病に罹患したと認められる職員

(2) 結核性呼吸器病以外の傷病による休務が連続して75日（当該休務の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に18日以上期間がないときは、これらの休務の期間は、引き続き休務したものとみなす。）に達した職員

(3) 復職後6箇月以内に傷病が再び発病したと認められる職員

(4) 傷病により休職している職員で、休職期間の更新を要する職員又は復職させようとする職員

2 京都市職員給与条例施行細則第23条第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる75日及び18日の日数の計算について準用する。

3 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第3項の規定により勤務を要しない日を設けられた定年前再任用短時間勤務職員及び京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行細則第9条第4項の規定により勤務を要しない日を設けられた地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する職員については、第1項第2号中「75日」とあるのは「4箇月」と、「18日」とあるのは「1箇月」とする。

(傷病休務報告等)

第35条 所属長は、職員が私傷病によって20日以上休務したときは、傷病休務者報告書（第2号様式）により局長に報告しなければならない。

2 所属長は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症をいう。）に罹患した場合において、所属における安全衛生管理上必要があると認めたときは、速やかに局長に報告しなければならない。

3 局長は、前項の報告があったときは、感染症り患者報告書（第3号様式）の提出を求めることができる。

(勤務上の措置)

第36条 所属長は、職員のり患状況を常に把握し、別表第2に掲げる措置のほか、職員の傷病状況や健康状態に応じて職務又は勤務場所の変更、治療の指示その他病状を悪化させないための必要な措置を講じなければならない。

(要休養職員の業務)

第37条 要休養職員は、医師の指示及び所属長、衛生管理者等の指導に従い、療養又は適正な

健康管理を行い、病状の回復又は健康の維持に努めなければならない。

第9章 公務災害等に伴う措置

(災害即報)

第38条 職員は、公務上の災害又は通勤途上において災害を受けたときは、速やかに所属長に事故発生の報告をしなければならない。この場合において、本人の報告が不能のときは、他の職員がこれを代行するものとする。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、速やかに局長にその概要を報告しなければならない。

(災害の調査報告)

第39条 所属長は、前条による災害の状況、原因等について安全管理者その他関係のある職員に、次に掲げる事項を調査させ、その結果を局長に報告するとともに、特異な事案と認められる場合は、必要な資料を提出しなければならない。

- (1) 被災職員の氏名
- (2) 災害発生の日時及び場所
- (3) 傷病名及びその程度
- (4) 災害の発生状況
- (5) 第三者加害行為の有無及び被害の状況
- (6) その他所属長が必要と認める事項

2 局長は、前項の特異な事案で必要と認めた場合は、関係のある資料を各所属長に送付するものとする。

(負傷者等の措置)

第40条 所属長は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対し、医療機関の診断結果に基づき休務、勤務の軽減その他勤務上の必要な措置を講じなければならない。

第10章 雑則

(施行の細目)

第41条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 京都市消防職員衛生管理規程、心身故障職員取扱規程及び京都市消防職員心身故障者審査委員会規程は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際、旧京都市消防職員衛生管理規程の規定により医師である衛生管理者及び旧京都市消防職員心身故障者審査委員会規程の規定により京都市消防職員心身故障者審査委員会の委員として委嘱されている者は、この訓令による健康管理医又は審査会の審査員に委嘱されたものとみなす。

4 この訓令の施行の日前になされた旧心身故障職員取扱規程に基づく傷病り患者に対する京都市消防職員心身故障者審査委員会の判定は、この訓令の規定によりなされたものとみなす。

附 則 （昭和 5 9 年 3 月 2 8 日京都市消防局訓令乙第 7 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 6 1 年 5 月 1 0 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 6 1 年 1 0 月 1 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 6 2 年 1 2 月 2 5 日京都市消防局訓令乙第 7 号）

（施行期日）

1 この訓令は、昭和 6 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、総務部人事課長が定める。

附 則 （平成 4 年 4 月 1 日京都市消防局訓令乙第 2 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 4 年 1 1 月 1 日京都市消防局訓令乙第 1 1 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行に関し必要な経過措置は、総務部人事課長が定める。

附 則 （平成 5 年 3 月 2 9 日京都市消防局訓令乙第 1 5 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 4 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 1 6 号）

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 4 年 3 月 2 9 日京都市消防局訓令乙第 1 4 号）

この訓令は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 1 6 年 3 月 3 1 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 4 年 3 月 3 0 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 5 年 3 月 2 9 日京都市消防局訓令乙第 1 1 号）

この訓令は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日京都市消防局訓令乙第 7 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に改正前の京都市消防局安全衛生管理規程第 2 8 条第 1 項に規定する要休養職員審査会（以下「旧審査会」という。）の審査員である者は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）に審査会の審査員として委嘱又は任命されたものとみなす。この

場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第30条の規定にかかわらず、施行日における旧審査会の審査員としての任期の残任期間とする。

附 則 （平成27年3月31日京都市消防局訓令乙第13号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月31日京都市消防局訓令乙第13号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月29日京都市消防局訓令乙第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第13号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月31日京都市消防局訓令乙第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の京都市消防局安全衛生管理規程第34条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

別表第1（第5条関係）

事業場及び各事業場の適用範囲		安全管理者等の区分及び配置人員		職 名 等
事業場	事業場の適用範囲			
局 本 部	局本部及び京都市消防ヘリポート	総 括 管 理 者	1 人	総務部人事課長
		安 全 管 理 者		総務部施設課企画設計係長
		衛 生 管 理 者	2 人	総務部人事課に属する係長
		健 康 管 理 医	1 人 以上	医師
消活センター	消防学校	総 括 管 理 者	1 人	消防学校教育管理課長
		安 全 管 理 者		消防学校教育管理課に属する担当課長又は係長
		衛 生 管 理 者		消防学校教育管理課教育管理係長
		健 康 管 理 医		医師
	管理棟及び整備棟	総 括 管 理 者	1 人	警防課に属する担当課長
		安全衛生推進者		警防課訓練装備係長
		健 康 管 理 医		医師
消 防 署	消防署及び消防出張所	総 括 管 理 者	1 人	副署長（総務担当）
		安 全 管 理 者		副署長（予防・警防担当）
		衛 生 管 理 者		総務課企画管理係長
		健 康 管 理 医		医師
消 防 分 署	消防分署及び山ノ下消防出張所	総 括 管 理 者	1 人	消防分署長
		安 全 管 理 者		消防課長
		衛 生 管 理 者		消防課消防係長
		健 康 管 理 医		医師

別表第2（第32条、第36条関係）

区 分	判 定	内 容	事 後 措 置 の 基 準
生活勤務の面	A	休務する必要があるもの	休職、休暇等の方法により療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要があるもの	職務又は勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、宿日直及び出張をさせない。
	C	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務、宿日直及び出張を制限する。
	C可	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	
	D	平常生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	主治医の指示を守り、治療に専念するよう指導を行う。
	2	定期的に医師の観察又は指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病又は再発を防止するために必要な指導を行う。
	3	医師による直接の医療行為を必要としないもの	

別表第1（第5条関係）

事業場及び各事業場の適用範囲		安全管理者等の区分及び配置人員		職 名 等
事業場	事業場の適用範囲			
局 本 部	局本部及び京都市消防ヘリポート	総 括 管 理 者	1 人	総務部人事課長
		安 全 管 理 者		総務部施設課企画設計係長
		衛 生 管 理 者	2 人	総務部人事課に属する係長
		健 康 管 理 医	1 人 以上	医師
消活センター	消防学校	総 括 管 理 者	1 人	消防学校教育管理課長
		安 全 管 理 者		消防学校教育管理課に属する担当課長又は係長
		衛 生 管 理 者		消防学校教育管理課教育管理係長
		健 康 管 理 医		医師
	管理棟及び整備棟	総 括 管 理 者	1 人	警防課に属する担当課長
		安全衛生推進者		警防課訓練装備係長
		健 康 管 理 医		医師
消 防 署	消防署及び消防出張所	総 括 管 理 者	1 人	副署長（総務担当）
		安 全 管 理 者		副署長（予防・警防担当）
		衛 生 管 理 者		総務課企画管理係長
		健 康 管 理 医		医師
消 防 分 署	消防分署及び山ノ下消防出張所	総 括 管 理 者	1 人	消防分署長
		安 全 管 理 者		消防課長
		衛 生 管 理 者		消防課消防係長
		健 康 管 理 医		医師

別表第2（第32条、第36条関係）

区 分	判 定	内 容	事 後 措 置 の 基 準
生活勤務の面	A	休務する必要があるもの	休職、休暇等の方法により療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要があるもの	職務又は勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により、勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務、宿日直及び出張をさせない。
	C	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務、宿日直及び出張を制限する。
	C可	勤務はほぼ平常に行ってよいもの	
	D	平常生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	主治医の指示を守り、治療に専念するよう指導を行う。
	2	定期的に医師の観察又は指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病又は再発を防止するために必要な指導を行う。
	3	医師による直接の医療行為を必要としないもの	

第 1 号様式（第 3 5 条関係）

傷 病 休 務 者 報 告 書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
	所属長名

京都市消防局安全衛生管理規程第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。	
休 務 者 の 職 、 氏 名 生 年 月 日	氏名コード () 年 月 日生
傷 病 名	
休 務 開 始 年 月 日	年 月 日
取得した休暇等の種別、 期 間 及 び 日 数	
療 養 の 方 法	
治療を受けている医師 又 は 機 関 の 名 称	
所 属 長 の 意 見	
備 考	

備考 医師の診断書又はそれに代わる証明書の写しを添付してください。

第2号様式（第35条関係）

感 染 症 り 患 者 報 告 書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
	所属長名

京都市消防局安全衛生管理規程第35条第3項の規定により、次のとおり報告します。	
り 患 者 の 職 、 氏 名 生 年 月 日	氏名コード () 年 月 日生
病 名	
発 病 年 月 日	年 月 日
症 状	
療 養 の 方 法	
治療を受けている医師 又は機関の名称	
所 属 長 の 意 見	
備 考	

備考 医師の診断書又はそれに代わる証明書の写しを添付してください。